

Ⅱ. 規約等改正(案)

<内容>

- | | |
|---|----|
| (1) 宮崎海岸侵食対策検討委員会規約等改正趣旨. | 1 |
| (2) 宮崎海岸侵食対策検討委員会 規約改正(案). | 2 |
| (3) 宮崎海岸侵食対策検討委員会 技術分科会に関する細則改正(案). . . | 6 |
| (4) 宮崎海岸侵食対策検討委員会 効果検証分科会に関する細則(案). . . | 10 |

国土交通省・宮崎県

平成24年7月22日

宮崎海岸の侵食対策が、「対策の検討、計画」から「対策の実施、効果・影響の確認」の段階に入ったことに鑑み、宮崎海岸侵食対策検討委員会に関する規約等の改正を起案する。

改正趣旨

- 宮崎海岸の侵食対策が、「対策の検討、計画」の段階から、「対策の実施、効果・影響の確認」の段階に入ったことから、目的を改正。
- 対策は了承されたが、今後も「宮崎海岸トライアングル、宮崎海岸ステップアップサイクル」の2本柱を継続し、対策の効果を検証していくことを踏まえ、任期を改正。

(2) 宮崎海岸侵食対策検討委員会 規約改正(案)

新旧対照表(1/3)

新（改正案）	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本委員会は、宮崎海岸（富田漁港区域と宮崎港港湾区域に挟まれた区域を本委員会では「宮崎海岸」と称するものとする。）の侵食対策の<u>効果、影響等を把握し、計画の妥当性について検証するとともに、必要に応じて計画の修正、改善等について検討し、意見を述べることを目的とする。</u></p> <p>(検討事項)</p> <p>第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1)宮崎海岸の諸調査結果に関すること。 (2)宮崎海岸の侵食対策に関すること。 (3)宮崎海岸の中長期的な整備のあり方に関すること。</p> <p>2 委員会は前項に定める事項のほか、侵食対策に関して委員会が必要と認める事項について協議し、必要に応じて分科会を設け、意見を求めることができる。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 宮崎海岸（富田漁港区域と宮崎港港湾区域に挟まれた区域を本委員会では「宮崎海岸」と称するものとする）の侵食の<u>原因と将来的な傾向、さらには今後の対策等について検討し、意見を述べることを目的とする。</u></p> <p>(検討事項)</p> <p>第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1)宮崎海岸の諸調査結果に関すること。 (2)宮崎海岸の侵食対策に関すること。 (3)宮崎海岸の中長期的な整備のあり方に関すること。</p> <p>2 委員会は前項に定める事項のほか、侵食対策に関して委員会が必要と認める事項について協議し、必要に応じて分科会を設け、意見を求めることができる。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。</p>

(2) 宮崎海岸侵食対策検討委員会 規約改正(案)

新旧対照表(2/3)

新 (改正案)	旧
<p>(会議)</p> <p>第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>3 委員長は委員会を主宰する。</p> <p>4 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員会は必要に応じて委員以外の学識者等を招集できる。</p> <p>6 委員会は過半数の出席をもって成立する。</p> <p>7 委員会に、海岸侵食対策についての地域意見を中立的な立場から発言権を有する、オブザーバーを設ける。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>3 委員長は委員会を主宰する。</p> <p>4 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員会は必要に応じて委員以外の学識者等を招集できる。</p> <p>6 委員会は過半数の出席をもって成立する。</p> <p>7 委員会に、海岸侵食対策についての地域意見を中立的な立場から発言権を有する、オブザーバーを設ける。</p>
<p>(任期)</p> <p>第5条 <u>委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第5条 <u>委員の任期は原則として平成22年度末までとする。</u></p>
<p>(事務局)</p> <p>第6条 委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所と宮崎県県土整備部河川課におき、庶務を処理する。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第6条 委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所と宮崎県県土整備部河川課におき、庶務を処理する。</p>

(2) 宮崎海岸侵食対策検討委員会 規約改正(案)

新旧対照表(3/3)

新 (改正案)	旧
<p>(規約の改正)</p> <p>第7条 委員会は、この規約を改正する必要があると認めるときには、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この規約は、平成19年 9月 7日から施行する。</p> <p>2 この規約は、平成21年 3月11日から施行する。</p> <p>3 この規約は、平成24年 7月22日から施行する。</p>	<p>(規約の改正)</p> <p>第7条 委員会は、この規約を改正する必要があると認めるときには、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この規約は、平成19年 9月 7日から施行する。</p> <p>2 この規約は、平成21年 3月11日から施行する。</p> <p>(新設)</p>

- 対策は了承されたが、今後も「宮崎海岸トライアングル、宮崎海岸ステップアップサイクル」の2本柱を継続しながら対策を実施し、その効果を検証していくことを踏まえ、任期を改正。

新旧対照表(1/3)

新 (改正案)	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、「宮崎海岸侵食対策検討委員会規約」第2条第2項に基づき設置する技術分科会(以下、「分科会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検討事項)</p> <p>第2条 分科会は、宮崎海岸侵食対策検討委員会が付託した事項を検討するものとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 分科会委員は別表に掲げる技術分野を専門とする学識経験者や有識者で構成する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によってこれを定める。</p> <ol style="list-style-type: none">2 分科会は、分科会長が招集する。3 分科会長は分科会を主宰する。4 分科会長に事故があったとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。5 分科会は必要に応じて分科会委員以外の学識者等を招集できる。	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、「宮崎海岸侵食対策検討委員会規約」第2条第2項に基づき設置する技術分科会(以下、「分科会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検討事項)</p> <p>第2条 分科会は、宮崎海岸侵食対策検討委員会が付託した事項を検討するものとする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 分科会委員は別表に掲げる技術分野を専門とする学識経験者や有識者で構成する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によってこれを定める。</p> <ol style="list-style-type: none">2 分科会は、分科会長が招集する。3 分科会長は分科会を主宰する。4 分科会長に事故があったとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。5 分科会は必要に応じて分科会委員以外の学識者等を招集できる。

新旧対照表(2/3)

新 (改正案)	旧
<p>6 分科会は過半数の出席をもって成立する。</p> <p>7 分科会に、海岸侵食対策工法についての地域意見を中立的な立場から発言することができる、オブザーバーを設ける。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第5条 分科会長及び分科会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>(事務局)</u></p> <p><u>第6条 分科会の事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所と宮崎県県土整備部河川課におき、庶務を処理する。</u></p> <p><u>(細則の改正)</u></p> <p><u>第7条 分科会はこの細則を改正する必要があるとき認めるときには、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。</u></p>	<p>6 分科会は過半数の出席をもって成立する。</p> <p>7 分科会に、海岸侵食対策工法についての地域意見を中立的な立場から発言することができる、オブザーバーを設ける。</p> <p><u>8 分科会に属する委員等は非常勤とし、その任期は当該専門の事項に関する検討が終了するまでの期間とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(事務局)</u></p> <p><u>第5条 分科会の事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所と宮崎県県土整備部河川課におき、庶務を処理する。</u></p> <p><u>(細則の改正)</u></p> <p><u>第6条 分科会はこの細則を改正する必要があるとき認めるときには、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。</u></p>

新旧対照表(3/3)

新 (改正案)	旧
<p>(委任) 第8条 この細則に定めるもののほか、分科会の運営 に関し必要な事項は、事務局が別に定める。</p> <p>附則</p> <p><u>1</u> この細則は、平成21年 1月29日から施行する。 <u>2</u> この細則は、平成24年 7月22日から施行する。</p>	<p>(委任) 第7条 この細則に定めるもののほか、分科会の運営 に関し必要な事項は、事務局が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この細則は、平成21年 1月29日から施行する。 <u>(新設)</u></p>

趣旨

➤ 今後、対策の効果を検証していく必要があることから「効果検証分科会」を新規に設置。

※ 第10回委員会では、「モニタリング分科会(仮称)」の名称で提示したが、
‘モニタリング’という表現は聞き手により捉え方が異なることが懸念されるため、名称を「効果検証分科会」とした。

技術分科会に関する細則との対照表(1/3)

効果検証分科会細則（案）	技術分科会細則（改正案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、「宮崎海岸侵食対策検討委員会規約」第2条第2項に基づき設置する<u>効果検証分科会</u>（以下、「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検討事項)</p> <p>第2条 分科会は、宮崎海岸侵食対策検討委員会が付託した事項を検討するものとする。</p> <p><u>2 分科会は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、宮崎海岸市民談義所又は関係団体に対し、必要な協力を依頼することができる。</u></p> <p>(構成)</p> <p>第3条 分科会委員は別表に掲げる<u>効果検証を行う分野</u>を専門とする学識経験者や有識者で構成する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 分科会は、分科会長が招集する。</p> <p>3 分科会長は分科会を主宰する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、「宮崎海岸侵食対策検討委員会規約」第2条第2項に基づき設置する<u>技術分科会</u>（以下、「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検討事項)</p> <p>第2条 分科会は、宮崎海岸侵食対策検討委員会が付託した事項を検討するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(構成)</p> <p>第3条 分科会委員は別表に掲げる<u>技術分野</u>を専門とする学識経験者や有識者で構成する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 分科会に分科会長を置き、分科会委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 分科会は、分科会長が招集する。</p> <p>3 分科会長は分科会を主宰する。</p>

技術分科会に関する細則との対照表(2/3)

効果検証分科会細則（案）	技術分科会細則（改正案）
<p>4 分科会長に事故があったとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。</p> <p>5 分科会は必要に応じて分科会委員以外の学識者等を招集できる。</p> <p>6 分科会は過半数の出席をもって成立する。</p> <p>7 分科会に、<u>海岸侵食対策の効果、影響等に関する地域意見を中立的な立場から発言することができる、オブザーバーを設ける。</u></p> <p>（任期）</p> <p>第5条 分科会長及び分科会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>（事務局）</p> <p>第6条 分科会の事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所と宮崎県県土整備部河川課におき、庶務を処理する。</p> <p>（細則の改正）</p> <p>第7条 分科会はこの細則を改正する必要があるとき認めるときには、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。</p>	<p>4 分科会長に事故があったとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。</p> <p>5 分科会は必要に応じて分科会委員以外の学識者等を招集できる。</p> <p>6 分科会は過半数の出席をもって成立する。</p> <p>7 分科会に、<u>海岸侵食対策工法についての地域意見を中立的な立場から発言することができる、オブザーバーを設ける。</u></p> <p>（任期）</p> <p>第5条 分科会長及び分科会委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> <p>（事務局）</p> <p>第6条 分科会の事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所と宮崎県県土整備部河川課におき、庶務を処理する。</p> <p>（細則の改正）</p> <p>第7条 分科会はこの細則を改正する必要があるとき認めるときには、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。</p>

技術分科会に関する細則との対照表(3/3)

効果検証分科会細則（案）	技術分科会細則（改正案）
<p>(委任) 第8条 この細則に定めるもののほか、分科会の運営 に関し必要な事項は、事務局が別に定める。</p> <p>附則 この細則は、平成24年 7月22日から施行する。</p>	<p>(委任) 第8条 この細則に定めるもののほか、分科会の運営 に関し必要な事項は、事務局が別に定める。</p> <p>附則 1 この細則は、平成21年 1月29日から施行する。 2 この細則は、平成24年 7月22日から施行する。</p>